津山市間伐材搬出促進対策補助金交付要領

制定 平成２４年３月３０日　津産森第１３６１号

改正　平成２９年４月　３日　津産森第　１４１号

改正　平成３１年４月　１日　津農森第　６６５号

第１　趣旨

　この要領は、木材価格の低迷による林業の収益性の悪化等により放置森林が増大する中、森林の公益的機能の発揮及び森林所有者の生産意欲の向上を図るため、津山市で間伐を実施する者が津山市内の木材市場に出荷した間伐材に津山市間伐材搬出促進対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

　なお、本事業の実施に当たっては、津山市補助金交付規則（昭和４２年津山市規則第１３号。以下「規則」という。）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成１０年津山市告示４９号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第２　補助対象事業

　この補助金の対象となる事業は、津山市内の森林を森林環境保全直接支援事業等国又は岡山県が行う事業の採択を受けた造林事業により実施する間伐事業の内、間伐材を山土場から津山市内の原木市場（以下「市場」という。）へ搬出する搬出間伐事業とする。

第３　補助金額

　補助金額は、別表１のとおりとする。

第４　補助対象者

　この補助金の交付の対象となる者は、当該年度の国又は岡山県の補助金の交付決定及び額の確定通知書を受けた森林の所有者、森林の施業を行った者、又は森林の所有者から施業の依頼を受けた者とする。

第５　補助金の交付申請

　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、所定の補助金交付申請書（別記様式１号）を市長に提出しなければならない。

第６　交付決定

　市長は、第５の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは予算の範囲内で速やかに補助金の額を決定し、規則第６条に規定する補助金交付決定書により補助事業者に通知するものとする。

第７　事業の実績報告

　補助事業者は当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記様式２号）を市長に提出しなければならない。

第８　補助金の請求

　第６の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、請求書（別記様式３号）を市長に提出しなければならない。

第９　書類の整備等

　補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該事業完了後５年間保存しなければならない。

第１０　その他

　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附則

この要領は、平成２４年４月１日から適用する。

この要領は、平成２９年４月３日から適用する。

この要領は、平成３１年４月１日から適用する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 区　　分 | 補助金額 |
| １ | 平成３１年４月１日以降に額の確定通知があったもので、申請箇所の間伐材を全て平成３１年４月１日以降に津山市内の木材市場に出荷した搬出材 | １立法メートル当たり３００円 |
| ２ | 平成３１年４月１日以降に額の確定通知があったもので、申請箇所の間伐材を全て平成３１年３月３１日以前に津山市内の木材市場に出荷した場合 | 搬出面積１ヘクタール当たり搬出材積が１０立法メートル以上２０立法メートル未満の場合は５，０００円、２０立法メートル以上３０立法メートル未満の場合は１０，０００円、３０立法メートル以上の場合は１５，０００円 |
| ３ | 平成３１年４月１日以降に額の確定通知があったもので、申請箇所の間伐材を平成30年度以前から平成31年度以降にかけ、津山市内の木材市場に出荷した場合であって、平成３１年４月１日以降に出荷した搬出材 | １立法メートル当たり３００円 |
| ４ | 平成３１年４月１日以降に額の確定通知があったもので、申請箇所の間伐材を平成30年度以前から平成31年度以降にかけ、津山市内の木材市場に出荷した場合であって、平成３１年３月３１日以前に出荷した搬出材 | 下表の計算式のとおり  ※小数点以下切捨て |

※２については、平成２９年４月３日津産森第１４１号で改正されたとおり

計算式

Ｃ＝Ａ／Ｂ

Ａ：旧制度（№2）による補助金額の合計

Ｂ：搬出材積の合計

Ｃ：平成３１年３月３１日以前に出荷した搬出材の補助金単価（１立法メートル当たり）